

証券コード：9075



第69回 定時株主総会招集ご通知

日 時 平成29年6月28日（水曜日）午前10時

場 所 広島県福山市東深津町四丁目20番1号
当社本店 5階会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」を
ご参照ください。）

決議事項 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 株式併合の件
第3号議案 取締役8名選任の件
第4号議案 監査役2名選任の件
第5号議案 当社株式の大規模買付行為に
関する対応策（買収防衛策）
継続の件

◎ 株主総会にご出席いただけない株主様へ ◎

同封の議決権行使書用紙のご返送、またはインターネットにより議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

郵送およびインターネットによる議決権行使期限



平成29年6月27日（火曜日）

午後5時到着分まで

(証券コード 9075)

平成29年6月5日

株 主 各 位

広島県福山市東深津町四丁目20番1号

福山通運株式会社

取締役社長 小 丸 成 洋

第69回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第69回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえご返送いただくか、61頁から62頁までの「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご高覧のうえ、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において議案に対する賛否を入力されるか、いずれかの方法により、平成29年6月27日（火曜日）午後5時までに到着するよう議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月28日（水曜日） 午前10時
2. 場 所 広島県福山市東深津町四丁目20番1号
当社本店 5階会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第69期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第69期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金処分の件
第2号議案 株式併合の件
第3号議案 取締役8名選任の件
第4号議案 監査役2名選任の件
第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件
以上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令及び当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.fukutsu.co.jp/>）に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。

なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本添付書類記載のもののほか、この「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。

◎事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を上記のインターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたしますのでご了承ください。

## (添付書類)

# 事業報告 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・経済環境の改善が続き、政府の景気対策の効果もあり緩やかな回復基調にありましたが、個人消費など一部に改善の遅れが見られるなど先行き不透明なまま推移してまいりました。

貨物自動車運送業界におきましては、増加を続ける通販事業等の荷物の配送遅延が社会問題化し、改めてドライバー不足が顕在化してまいりました。さらに長時間労働の実態などから労働環境の改善、交通安全対策などに加えて燃料価格も上昇に転じるなどコスト増要因が山積し、厳しい経営環境が続いてまいりました。

このような状況のもと当社グループは、全国ネットワーク網を活用した企業間物流の小口荷物に重点を置いた営業施策の下で、翌日配達エリアの拡大など輸送サービスの向上と運賃水準の見直しに努めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は2,556億77百万円（前期比0.4%増）となりましたが、人件費等の上昇もあり、営業利益は110億44百万円（前期比15.9%減）、経常利益は129億67百万円（前期比12.5%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は94億48百万円（前期比4.7%減）となりました。

これらを事業別に見た事業の概要は、次のとおりであります。

#### [運送事業]

運送事業におきましては、昨年8月の足利営業所（栃木県）、12月の佐伯営業所（大分県）に続いて本年1月には関東地域の旗艦店となる東京支店の再開発が完了し、一段のサービス強化を図ってまいりました。また、商業小口荷物に重点を置いた営業施策の下で、新規開拓と合わせて運賃是正の取り組みを強化してまいりました。一方、ドライバー不足や震災など不測の事態に備えるため、幹線輸送手段の多様化を図り、長距離フェリーの活用や鉄道コンテナ輸送へのモーダルシフトと合わせ、大型車両のフルトレーラー化への取り組みも開始いたしました。さらに、業務の効率化や生産性の向上を目指し、自動仕分装置の導入やITの積極的な活用とEDI化の促進に努めてまいりました。

以上の結果、売上高は2,239億58百万円（前期比0.3%増）、営業利益は104億58百万円（前期比16.5%減）となりました。

〔流通加工事業〕

流通加工事業におきましては、新規大型案件の受託を進め、既存施設の料金水準の見直しを図るとともに、稼働率の向上及び業務の効率化に努めてまいりました。

以上の結果、売上高は114億11百万円（前期比1.0%減）、営業利益は5億41百万円（前期比12.5%増）となりました。

〔国際事業〕

国際事業におきましては、東南アジア・中国からの複合一貫輸送の拡大に努めた結果、フォワーディング事業及び通関事業は回復してまいりましたが厳しい価格競争下に晒されてまいりました。一方、A S E A N域内でのクロスボーダートラック輸送は事業エリアの拡大を図るなど好調に推移してまいりました。

以上の結果、売上高は66億59百万円（前期比12.3%増）、営業利益は4億7百万円（前期比12.8%減）となりました。

〔その他事業〕

その他事業におきましては、物品販売事業や電気工事業は堅調に推移いたしましたが、施設賃貸業は大型案件の撤退もあり低調な運びとなりました。

以上の結果、売上高は136億48百万円（前期比1.3%減）、営業利益は37億66百万円（前期比3.4%増）となりました。

企業集団の事業別売上高

| 事業別 \ 期 別   | 前連結会計年度<br>(平成27年度) | 当連結会計年度<br>(平成28年度) | 前連結会計年度比 |
|-------------|---------------------|---------------------|----------|
|             | 百万円                 | 百万円                 | %        |
| 運 送 事 業     | 223,279             | 223,958             | 100.3    |
| 流 通 加 工 事 業 | 11,522              | 11,411              | 99.0     |
| 国 際 事 業     | 5,930               | 6,659               | 112.3    |
| そ の 他 事 業   | 13,833              | 13,648              | 98.7     |
| 合 計         | 254,565             | 255,677             | 100.4    |

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施しました企業集団の設備投資の総額は265億36百万円で、その主なものは次のとおりであります。

### ① 建物・構築物

|    |       |    |           |
|----|-------|----|-----------|
| 東京 | ターミナル | 新設 | 196億 5百万円 |
| 佐伯 | ターミナル | 新設 | 3億42百万円   |

### ② 機械装置

|          |        |    |          |
|----------|--------|----|----------|
| 東京       | 自動仕分装置 | 新設 | 27億12百万円 |
| イオン関東RDC | マテハン設備 | 新設 | 11億47百万円 |

### ③ 車両運搬具

|       |        |    |          |
|-------|--------|----|----------|
| 営業用車両 | 1,217台 | 購入 | 56億33百万円 |
|-------|--------|----|----------|

### ④ 工具器具備品

|        |             |    |         |
|--------|-------------|----|---------|
| 東京     | 空調機器外       | 購入 | 4億99百万円 |
| 情報システム | パソコン 1,730台 | 購入 | 1億98百万円 |

### ⑤ 土地

|     |         |    |         |
|-----|---------|----|---------|
| 浜松  | ターミナル用地 | 購入 | 4億93百万円 |
| 所沢  | 事業用地    | 購入 | 3億75百万円 |
| 本社  | 事業用地    | 購入 | 2億26百万円 |
| 気仙沼 | ターミナル用地 | 購入 | 1億 7百万円 |

## (3) 資金調達の状況

当社は、前連結会計年度に引き続き、運転資金の効率的な調達を行うためコミットメントライン契約をしており、契約極度額は100億円であります。

なお、当連結会計年度末における本契約に基づく借入金残高はありません。

#### (4) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

| 区 分                          | 第66期<br>(平成26年3月期) | 第67期<br>(平成27年3月期) | 第68期<br>(平成28年3月期) | 第69期<br>(当連結会計年度)<br>(平成29年3月期) |
|------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 売 上 高(百万円)                   | 255,421            | 253,941            | 254,565            | 255,677                         |
| 経 常 利 益(百万円)                 | 13,448             | 13,926             | 14,826             | 12,967                          |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益(百万円) | 7,538              | 8,564              | 9,919              | 9,448                           |
| 1 株当たり当期純利益(円)               | 31.61              | 36.32              | 40.33              | 38.20                           |
| 総 資 産 額(百万円)                 | 375,051            | 405,934            | 404,787            | 417,119                         |
| 純 資 産 額(百万円)                 | 193,394            | 211,677            | 220,322            | 234,510                         |
| 1 株当たり純資産額(円)                | 805.68             | 876.86             | 879.47             | 899.34                          |

#### (5) 対処すべき課題

今後の経済見通しにつきましては、緩やかな回復が続くことが期待されるなか、中国をはじめアジア新興国の経済における不確実性などにより先行き不安が拭えない状況が続くものと予想されます。

貨物自動車運送業界におきましては、国内の貨物輸送量は依然として低水準に留まることが想定される一方で、ドライバー不足等による労働環境は、大幅な改善が見込まれることはなく、安全・環境対策等と合わせて引き続き厳しい経営環境を強いられるものと予想されます。

このようななか当社グループは、第3次中期経営計画「Challenge, Change 2017」の最終年度を迎え、計画達成に向けた積極的な営業展開を行ってまいります。運送事業では、企業間物流における小口荷物の取扱い強化をより鮮明にし、一層の運賃改定を図り、輸送品質の向上のため運行幹線の更なる見直しとネットワーク拠点の整備に努めてまいります。また、流通加工事業では新規顧客の開拓と採算重視に努め、国際事業においては、フォーワーディング事業、通関事業ともに積極的な営業活動を行い、特に、東南アジア域内を重点とした展開を行ってまいります。

(6) 重要な子会社の状況 (平成29年3月31日現在)

① 国内連結子会社

| 会 社 名          | 資 本 金     | 当社の出資比率  | 主 要 な 事 業 内 容 |
|----------------|-----------|----------|---------------|
| 九州福山通運株式会社     | 百万円<br>10 | %<br>100 | 貨物自動車運送事業     |
| 甲信越福山通運株式会社    | 65        | 100      | 貨物自動車運送事業     |
| ジェイロジスティクス株式会社 | 20        | 100      | 流通加工事業        |
| 王子運送株式会社       | 100       | 78       | 貨物自動車運送事業     |

② 海外連結子会社

| 会 社 名                                   | 資 本 金                 | 当社の出資比率       | 主 要 な 事 業 内 容 |
|-----------------------------------------|-----------------------|---------------|---------------|
| 福山通運環球物流(香港)有限公司                        | 百万香港ドル<br>11          | 100%<br>(100) | 国 際 利 用 運 送 業 |
| 上海福山国際物流有限公司                            | 万人民元<br>1,050         | 100<br>(100)  | 国 際 利 用 運 送 業 |
| FUKUYAMA GLOBAL SOLUTIONS(CAMBODIA)INC. | 万USドル<br>3            | 100<br>(100)  | 国 際 利 用 運 送 業 |
| E.H.Utara Holdings Sdn.Bhd.             | 千マレーシアリングギット<br>5,000 | 49            | 国 際 運 送 業     |
| UFA Utara Forwarding Agency Sdn.Bhd.    | 千マレーシアリングギット<br>500   | 49<br>(49)    | 国 際 利 用 運 送 業 |
| Chalim Warehouse Sdn.Bhd.               | 千マレーシアリングギット<br>250   | 70<br>(70)    | 流 通 加 工 事 業   |
| E.H.Utara (Thailand) Co.Ltd.            | 千タイバーツ<br>250         | 49            | 国 際 運 送 業     |

(注) 1. 当社の出資比率欄の( )は、間接所有割合で内数であります。

2. E.H.Utara Holdings Sdn.Bhd.とその子会社3社の株式を取得したことにより、連結の範囲に含めております。

3. 福山通運包装整理(上海)有限公司は、清算結了したため、連結の範囲から除外しております。



(7) **主要な事業内容** (平成29年3月31日現在)

当社グループは、運送事業を主体として、以下の事業を営んでおります。

① 運送事業

1) 貨物自動車運送事業

特別積合せ貨物運送を主体とした貨物自動車運送事業及び自動車、鉄道、航空機等を利用して貨物運送する利用運送事業並びに運送事業者への貨物の取次、受取、委託を行う運送取次の貨物運送取扱事業を営んでおります。

2) 港湾運送事業

一般港湾運送事業及び港湾荷役事業を営んでおります。

3) その他付帯事業

商品代金の回収代行など運送事業に付帯した事業を営んでおります。

② 流通加工（ロジスティクス）事業

流通加工業及び倉庫業を営んでおります。

③ 国際事業

国際運送業、国際利用運送業及び通関業等を営んでおります。

④ その他事業

1) 不動産の賃貸業

運送用施設等の貸付業を営んでおります。

2) 物品販売事業

食品等商品の販売業を営んでおります。

3) コンビニエンスストア事業

東京都江東区ほか5箇所においてコンビニエンスストア事業を営んでおります。

4) 損害保険代理業

損害保険代理業を営んでおります。

5) その他

ボウリング事業ほかを営んでおります。

(8) 主要な事業所 (平成29年3月31日現在)

① 当社

本社：広島県福山市

② 国内事業所

| 名 称   | 所 在 地    | 名 称  | 所 在 地  |
|-------|----------|------|--------|
| 札幌支店  | 札幌市東区    | 神戸支店 | 神戸市須磨区 |
| 仙台中支店 | 仙台市宮城野区  | 岡山支店 | 岡山市北区  |
| 東京支店  | 東京都江東区   | 広島支店 | 広島市西区  |
| 相模原支店 | 相模原市南区   | 高松支店 | 香川県高松市 |
| 名古屋支店 | 愛知県北名古屋市 | 福岡支店 | 福岡市博多区 |
| 大阪支店  | 大阪市福島区   | 沖縄支店 | 沖縄県糸満市 |

(9) 従業員の状況 (平成29年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

| 従業員数    | 前連結会計年度末比増減数 |
|---------|--------------|
| 20,014名 | 299名増        |

(注) 従業員数は、就業人員であります。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数   | 前事業年度末比増減数 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|--------|------------|-------|--------|
| 9,226名 | 48名増       | 43.3歳 | 14.9年  |

(注) 従業員数は、就業人員であります。

(10) 主要な借入先の状況 (平成29年3月31日現在)

| 借入先           | 借入金残高  |
|---------------|--------|
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 12,800 |
| 株式会社広島銀行      | 12,200 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 11,035 |
| 株式会社中国銀行      | 8,200  |
| 日本生命保険相互会社    | 3,500  |
| 株式会社山陰合同銀行    | 3,500  |
| 株式会社山口銀行      | 2,000  |

(注) 上記表には、シンジケートローンによる借入金残高26,179百万円は含めておりません。

## 2. 会社の株式に関する事項 (平成29年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 800,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 普通株式 278,851,815株  
 (3) 当事業年度末株主数 6,687名  
 (4) 大株主 (上位10名)

| 株 主 名                                                            | 持 株 数  | 持 株 比 率 |
|------------------------------------------------------------------|--------|---------|
|                                                                  | 千株     | %       |
| 公益財団法人渋谷育英会                                                      | 27,400 | 10.64   |
| 近鉄グループホールディングス株式会社                                               | 19,398 | 7.53    |
| 日本トラスティ・サービス<br>信託銀行株式会社<br>(三井住友信託銀行再信託分・近畿日本<br>鉄道株式会社退職給付信託口) | 17,000 | 6.60    |
| 日本トラスティ・サービス<br>信託銀行株式会社(信託口4)                                   | 14,302 | 5.55    |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)                                          | 13,983 | 5.43    |
| 日本生命保険相互会社                                                       | 10,100 | 3.92    |
| 損害保険ジャパン日本興亜株式会社                                                 | 9,207  | 3.57    |
| 株式会社広島銀行                                                         | 8,813  | 3.42    |
| 日本トラスティ・サービス<br>信託銀行株式会社(信託口)                                    | 8,071  | 3.13    |
| 福山通運共済会                                                          | 5,046  | 1.95    |

- (注) 1. 当社は、自己株式を21,352,042株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
 2. 持株比率は、自己株式数を控除して計算しております。

### 3. 会社役員 の 状況

#### (1) 当 事 業 年 度 末 日 に お け る 取 締 役 及 び 監 査 役 の 状 況

| 氏 名    | 会 社 に お け る 地 位 | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                            |
|--------|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 小丸 法之  | 代 表 取 締 役 会 長   | 公益財団法人渋谷育英会 理事長                                                                                                                    |
| 小丸 成洋  | 代 表 取 締 役 社 長   |                                                                                                                                    |
| 熊野 弘幸  | 社 長 執 行 役 員     |                                                                                                                                    |
|        | 代 表 取 締 役 副 社 長 | 営 業 本 部 長                                                                                                                          |
|        | 副 社 長 執 行 役 員   |                                                                                                                                    |
| 長原 永壽  | 取 締 役           | 輸 送 統 括 担 当 兼 安 全 統 括 室 長                                                                                                          |
|        | 専 務 執 行 役 員     |                                                                                                                                    |
| 吉田 昌功  | 取 締 役           | 近 鉄 グ ル ー プ ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社<br>代 表 取 締 役 社 長                                                                               |
| 日下 真吾  | 取 締 役           | 株 式 会 社 清 友 会 計 舎 代 表 取 締 役                                                                                                        |
| 石塚 昌子  | 取 締 役           |                                                                                                                                    |
| 有田 知徳  | 取 締 役           | 銀 座 中 央 法 律 事 務 所 弁 護 士<br>株 式 会 社 ゆ う ち ょ 銀 行 社 外 取 締 役<br>W D B ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社 社 外 監 査 役<br>ブ ラ ー 工 業 株 式 会 社 社 外 監 査 役 |
| 森下 勝也  | 監 査 役 ( 常 勤 )   |                                                                                                                                    |
| 百田 正裕  | 監 査 役 ( 常 勤 )   |                                                                                                                                    |
| 平井 浩一  | 監 査 役           | 株 式 会 社 ヒ ラ イ ホ ー ル デ ィ ン グ ス<br>代 表 取 締 役 社 長                                                                                     |
| 佐々木 信彦 | 監 査 役           | 株 式 会 社 日 本 シ ー ク レ ッ ト ・ サ ー ビ ス<br>代 表 取 締 役 社 長                                                                                 |
| 山岡 義憲  | 監 査 役           | 山 岡 義 憲 税 理 士 事 務 所 所 長                                                                                                            |
| 村井 弘幸  | 監 査 役           | 近 鉄 グ ル ー プ ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社<br>取 締 役 常 務 執 行 役 員                                                                           |

- (注) 1. 取締役吉田昌功、日下真吾及び石塚昌子並びに有田知徳の4氏は、社外取締役であります。
2. 監査役平井浩一郎、佐々木信彦及び山岡義憲並びに村井弘幸の4氏は、社外監査役であります。
3. 取締役日下真吾氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役山岡義憲氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、取締役日下真吾、取締役石塚昌子、取締役有田知徳及び監査役平井浩一郎並びに監査役山岡義憲の5氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### (2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

| 氏名   | 退任日        | 退任事由 | 退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況                                |
|------|------------|------|----------------------------------------------------|
| 赤坂秀則 | 平成28年6月28日 | 任期満了 | 取締役<br>近鉄グループホールディングス株式会社 取締役<br>近鉄不動産株式会社 代表取締役社長 |

### (3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区分        | 人員 | 報酬等の総額     |
|-----------|----|------------|
| 取締役       | 9名 | 百万円<br>268 |
| (内、社外取締役) | 5  | 14         |
| 監査役       | 6  | 44         |
| (内、社外監査役) | 4  | 13         |

- (注) 1. 上記には、平成28年6月28日開催の第68回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名を含んでおります。
2. 平成21年6月26日開催の第61回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額350百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内）、監査役の報酬限度額を年額50百万円以内と決議いただいております。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

| 区 分       | 氏 名       | 兼 職 す る 法 人 等                                            | 兼 職 の 内 容                      |
|-----------|-----------|----------------------------------------------------------|--------------------------------|
| 社 外 取 締 役 | 吉 田 昌 功   | 近鉄グループホールディングス株式会社                                       | 代表取締役社長                        |
| 社 外 取 締 役 | 日 下 真 吾   | 株式会社清友会計舎                                                | 代表取締役                          |
| 社 外 取 締 役 | 石 塚 昌 子   | —                                                        | —                              |
| 社 外 取 締 役 | 有 田 知 徳   | 銀座中央法律事務所<br>株式会社ゆうちょ銀行<br>WDBホールディングス株式会社<br>ブラザー工業株式会社 | 弁護士<br>社外取締役<br>社外監査役<br>社外監査役 |
| 社 外 監 査 役 | 平 井 浩 一 郎 | 株式会社ヒライホールディングス                                          | 代表取締役社長                        |
| 社 外 監 査 役 | 佐々木 信彦    | 株式会社日本シークレット・サービス                                        | 代表取締役社長                        |
| 社 外 監 査 役 | 山 岡 義 憲   | 山岡義憲税理士事務所                                               | 所長                             |
| 社 外 監 査 役 | 村 井 弘 幸   | 近鉄グループホールディングス株式会社                                       | 取締役常務執行役員                      |

- (注) 1. 当社は、近鉄グループホールディングス株式会社の持分法適用関連会社であります。
2. 当社と株式会社清友会計舎、銀座中央法律事務所、株式会社ゆうちょ銀行、WDBホールディングス株式会社、ブラザー工業株式会社、株式会社ヒライホールディングス、株式会社日本シークレット・サービス及び山岡義憲税理士事務所との間に重要な取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

| 区 分   | 氏 名       | 取 締 役 会 況<br>出 席 状 況 | 監 査 役 会 況<br>出 席 状 況 | 主 な 活 動 状 況                                                                    |
|-------|-----------|----------------------|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役 | 吉 田 昌 功   | 7回中7回                | —                    | 経営者として当社の経営やコンプライアンス等に係る取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っております。                   |
| 社外取締役 | 日 下 真 吾   | 7回中7回                | —                    | 公認会計士として企業、財務、法務等に精通し、会社経営を統括するためのコンプライアンスにおける助言を行っております。                      |
| 社外取締役 | 石 塚 昌 子   | 7回中7回                | —                    | 労働安全衛生等に係る豊富な専門知識と実務経験を活かし、取締役会において必要な発言を適宜行っております。                            |
| 社外取締役 | 有 田 知 徳   | 6回中6回                | —                    | 弁護士として企業法務に精通し、法律、コンプライアンス経営の推進を図るための助言を行っております。                               |
| 社外監査役 | 平 井 浩 一 郎 | 7回中7回                | 8回中8回                | 独立した立場から取締役の職務執行における監督機能の実効性向上のための助言を行っております。                                  |
| 社外監査役 | 佐 々 木 信 彦 | 7回中7回                | 8回中8回                | 経営監視機能の充実のため、法執行と危機管理における豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役の職務執行における監督機能の実効性向上のための助言を行っております。 |
| 社外監査役 | 山 岡 義 憲   | 7回中7回                | 8回中8回                | 税理士としての専門的見地から、コンプライアンスの徹底及び取締役の業務執行について監査を実施し、必要に応じて意見を述べております。               |
| 社外監査役 | 村 井 弘 幸   | 6回中6回                | 6回中6回                | 経理及び経営企画等に係る豊富な経験と幅広い見識により、取締役の職務執行における監査機能の実効性向上のための助言を行っております。               |

(注) 社外取締役有田知徳及び社外監査役村井弘幸の両氏は、平成28年6月28日開催の第68回定時株主総会において新たに選任されたため、取締役会及び監査役会への出席状況が他の社外取締役及び社外監査役と異なります。



③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役の各氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

## 4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

| 区 分                               | 報酬等の額（百万円） |
|-----------------------------------|------------|
| ① 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額 | 80         |
| ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 97         |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約におきましては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査方法及び監査内容などを確認し、検討した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行いました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項に定める業務以外の業務（非監査業務）である業務統合化に対する支援業務を委託し、対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 5. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備」について、平成27年5月8日開催の取締役会において次のとおり決議いたしております。

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社グループ会社において、コンプライアンス実践のための遵守すべき行動指針として、「福山通運グループ企業行動憲章」を定める。取締役等に関しては、「役員倫理規程」を制定し、これに則って職務を執行するとともに、他の取締役等の法令、定款または企業倫理に反する行為を発見した場合は、直ちに取締役会及び監査役に報告を行う。使用人に関しては、「コンプライアンス規程」を制定し、法令、定款及び社内規則に対する意識の高揚と遵守の徹底を図るために担当役員を定め、「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、コンプライアンスの統括部署として「コンプライアンス室」を設置して各種マニュアルの作成や研修等を行う。また、「内部監査室」は、当社及び当社グループ会社におけるコンプライアンスの実施状況を検証し、取締役会及び監査役会に報告する。さらに、法令、定款、社内規則及び企業倫理に反する行為を早期に発見、是正するために、使用人からの通報を受け付ける「社内通報制度」を設ける。

反社会的勢力への対応については、断固たる態度で臨む旨を「福山通運グループ企業行動憲章」に定め、周知徹底する。また、不当な要求等には、顧問弁護士や警察等の外部機関と協議しつつ、速やかに毅然とした対応を行う。

金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制については、評価作業を円滑、適正に実施し、法令等に従って信頼性のある財務報告を作成することの重要性を十分に認識し、必要な体制等を適切に整備、運用する。

#### ② 取締役の職務に係る情報の保存及び管理に関する体制

「情報取扱規則」を整備し、これに則り情報の適切な保存、管理を実施する。また、監査役会が求めたときは、いつでも当該情報の提供に応じる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社グループ会社のリスク管理体制の基礎として「リスク管理規程」を制定し、グループ会社のリスク管理推進の統括責任者として当社担当役員を定める。また、「リスク管理委員会」を設置し、各種マニュアルの作成や研修を行い、「内部監査室」は、当社及び当社グループ会社におけるリスク管理の状況を検証し、取締役会及び監査役会に報告する。さらに危機管理体制として、会社に重大な影響を与える不測の事態が発生した場合に、社長を本部長とする「危機管理本部」を設置し、損害、影響等を最小限にとどめる体制を整える。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び当社グループ会社の取締役等の職務権限及び意思決定のルールを明確化し、業務の適正化、効率化を図るとともに、全社的な影響を及ぼしうる重要事項に関して、適宜、会議・委員会を設置し、多面的な審議、検討とすみやかな意思の伝達、共有を行う。また、長期及び年度の事業計画、目標を定期的に明示し、それらに基づいた業績管理を行う。

⑤ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「福山通運グループ企業行動憲章」に基づき、ガバナンス体制を図るための包括規程として「グループ統括規程」を制定する。当社グループ会社は、経営上の重要案件に関する事前協議や必要に応じて各種会議での報告を行うとともに、それぞれのリスク管理及びコンプライアンスの体制を整える。当社内部監査室は、グループの業務全般にわたる内部統制の適切性・有効性を確保するため、定期的に監査を行う。また、「社内通報制度」を設け、法令、定款、社内規則及び企業倫理に反する行為を早期に発見、是正する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
またその使用人の取締役からの独立性に関する事項

「監査役室」を設置し、監査役の職務を補助するためここで執務を行う使用人は、当社の使用人から任命する。この監査役補助使用人は、監査役の補助業務及び監査役会の事務局業務に専従し取締役等の指揮命令に服さないものとし、その任命、人事異動、懲戒、賃金等については監査役会との事前協議のうえ決定するものとして、取締役等からの独立性を確保する。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

取締役等及び使用人は、当社及び当社グループ会社全体の業務・業績に重大な影響を及ぼす事実を発見したときは、直ちに監査役に報告を行う。また、内部監査室の行う監査の結果や社内通報制度における通報状況についても、文書にて遅滞なく監査役に報告を行う。

- ⑧ 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役等及び使用人は、当社グループ会社からの法定の事項に加え、内部監査の実施状況等を取締役会及び監査役に報告する。また、社内通報制度による法令・企業倫理・社内規則に反する事案のうち重要なものは、コンプライアンス担当役員から監査役に報告する。

社内通報制度においては、社内通報規程により通報者に対する不利益な取扱いを禁止する。

- ⑨ 監査役設置会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役又は監査役会が、規則に則り職務の執行のために公認会計士、弁護士その他の専門家に助言を求める又は調査その他の事務を委託するなどの費用については、必要でないと思われる場合を除き、当社の費用処理とする。

- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会やその他重要な会議に出席をするとともに、必要に応じて意見を述べる。また、稟議書その他業務執行に関する文書を閲覧し、必要に応じて当社グループ会社からも事業の報告を求める。なお、取締役等及び使用人は、監査役から要求があった場合は、適宜必要な資料を添えて説明を行う。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① コンプライアンス体制

当社及び当社グループ会社の取締役等及び使用人が遵守すべき行動指針である「福山通運グループ企業行動憲章」に基づき、コンプライアンス委員会において、コンプライアンスに関する課題や取り組みの検討を行っております。当該委員会での検討結果を受け、各社の研修等においてコンプライアンスに関する課程を組み込み、継続的な教育を実施いたしました。

また、コンプライアンス違反行為の早期発見、是正のため、当社及び当社グループ会社を対象とする「社内通報制度」を設け、当社コンプライアンス室及び顧問弁護士を窓口としております。なお、通報を理由として通報者へ不利益な取扱いを禁止するなど通報者を保護する旨を社内通報規程に定めております。

- ② リスク管理

リスク管理委員会において、当社グループの支払業務統制ルールを再構築し周知徹底を行うなど、当社及び当社グループ会社の損失の危険及びその予防、さらに当該危険が顕在化した場合の対応策を検討し、その結果を受け、個々の重要なリスクに関する対応策、及び手順の整備と教育を実施いたしました。

### ③ 取締役の職務執行

当社及び当社グループ会社において、取締役の職務執行が法令及び定款に則って行われるよう、「福山通運グループ企業行動憲章」や「役員倫理規程」などを制定し、取締役会等によって社外取締役の意見を積極的に求め、職務執行の適正化を図りました。併せて、職制規程によって各職務の権限などを明確化し、効率的に業務を実施できる体制を整備いたしました。

また、企業価値を高め、持続可能な成長を実現することを目指して「中期経営計画」を3年毎に策定し、これに基づいて毎年の業績管理を行っております。

### ④ グループ管理

「グループ統括規程」に基づき、当社の本社各部署から各子会社に業務状況や経営状況について質疑応答を行い牽制機能の強化を図るなど、適宜指導及び業務確認を行いました。また、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会では、グループ会社すべてを対象とした年間監査実施計画を策定し、その監査計画の進捗状況を定期的に把握した上で社内通報制度及び内部監査等をグループ横断的に実施運用するなど、グループ全体として業務の適正が確保できる体制で運用しております。

### ⑤ 監査役

監査体制の強化・充実に図るために社外監査役を1名増員し、社外監査役4名を含む監査役6名を選任し、各種の重要な会議への出席や、監査役への重要事項の報告、さらに「情報取扱規則」に基づき保管された各重要文書について監査役会の求めに応じて提供することで、業務の適正を確保するための体制の整備状況を確認いたしました。

監査役の職務を補助するために設置された監査役室は、取締役の指揮命令に服さないものとし、その異動や処遇等については監査役会との事前協議により決定することで、取締役からの独立性を確保しております。

## (3) 会社の支配に関する基本方針

### ① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の概要

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なう虞のあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあります。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

## ② 基本方針の実現に資する特別な取り組み

### a 経営理念について

当社は、「総合物流企業として文化の向上と豊かな生活の創造及び地域経済の発展に貢献すべく、たゆまぬ創意と工夫で物流フロンティアを先駆し続ける」を経営理念として事業活動を行っております。この経営理念は、物流が国民生活を支える重要なライフラインの一つであり、それを担う企業として、物流というサービスの提供を通じ、企業価値を高めるだけでなく、会社の持続可能な発展のための社会的責任を積極的に果たし、良き企業市民として社会から愛され、尊敬される企業でありたいとする当社の姿勢を表しています。

### b 企業価値の源泉について

当社では、お客様、従業員、株主の皆様及び地域社会などのすべてのステークホルダーの“満足”を実現することが、企業価値の源泉であると考えております。この企業価値を更に高めていくために、輸送ネットワークの充実や物流施設の拡充などをはじめとした営業展開、コーポレート・ガバナンスの強化、充実及び環境保全並びに社会貢献活動に積極的に取り組んでおります。また、これらの取り組みに加えて創業以来の労使協調による事業運営を継続していくことが、経営理念の実現とすべてのステークホルダーから良き企業市民として信頼され選ばれる企業となり、業績の向上にも寄与していくものと考えております。

当社は、これらの当社の企業価値の源泉を今後とも継続して発展させていくことが、企業価値及び株主共同利益の確保・向上に資するものと確信いたしております。

### c 経営戦略に基づく取り組み

当社では、平成27年度を初年度とする第3次中期経営計画「Challenge,Change 2017」を策定し、経営目標の達成に向けた取り組みを行っております。

この中期経営計画では、企業価値を高め、強固な経営基盤を構築していくために①安全・安心な輸送サービスの提供によるお客様の満足度の向上、②働く環境の整備による従業員の満足度の向上、③企業価値を高めることによる株主様の満足度の向上、④CSR活動の推進による社会の満足度の向上を4つの基本方針として掲げております。

最終年度となる平成29年度につきましても「“満足度”の向上に取り組めます」の実現に向けた取り組みを行い、一層の企業価値の向上を目指してまいります。

d コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、上記の諸施策の実行に際し、コーポレート・ガバナンスの強化が極めて重要であると認識し、効率的で透明性の高い経営体制の確立に努めております。その取り組みの一環として、経営の意思決定機能と業務執行機能を分離し、グループにおける経営意思決定及び業務遂行の迅速化と責任の明確化による体制の強化を図るため、平成23年4月1日より執行役員制度を導入しております。また、平成25年6月27日からは取締役を10名から7名に減員するとともに、社外取締役については、2名から3名に増員し、平成27年6月26日からは、1名追加し4名といたしました。さらに、株主の皆様を始めとするステークホルダーに対する取締役の経営責任をより明確にするため、取締役の任期は1年と定め、豊富な経営経験等を有する社外取締役は、当社への有効な助言等を行っていただくことにより、多様な視点から取締役会の監督強化に寄与しております。これに加えて、当社の監査役会は、独立性の高い社外監査役4名を含む6名で構成され、監査役が取締役会に出席することにより取締役の業務執行状況を常に監視する体制を整えております。なお、今後ともコーポレート・ガバナンスにつきましては、迅速かつ効率的な経営を目指して一層の充実強化に努めてまいります。

- e 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）は、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入いたしております。

なお、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）につきましては、平成29年5月12日開催の当社取締役会において、一部を見直したうえで、平成29年6月28日開催の第69回定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、継続することを決定しており、同総会の議案として上程しております。詳細につきましては、本招集ご通知「株主総会参考書類 第5号議案」をご覧ください。

~~~~~  
本事業報告に記載の金額及び株式数並びに比率は、表示単位未満は切り捨てております。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	60,908	流動負債	65,921
現金及び預金	20,877	支払手形及び買掛金	17,319
受取手形及び売掛金	35,020	短期借入金	10,685
繰延税金資産	1,434	一年以内に返済予定の長期借入金	16,429
その他	3,656	リース債務	144
貸倒引当金	△80	未払法人税等	2,455
固定資産	356,210	未払消費税等	1,128
有形固定資産	305,684	繰延税金負債	11
建物及び構築物	92,150	賞与引当金	3,212
機械装置及び運搬具	16,849	その他	14,535
工具、器具及び備品	2,636	固定負債	116,687
土地	191,689	長期借入金	61,799
建設仮勘定	2,359	リース債務	1
無形固定資産	5,306	繰延税金負債	8,774
投資その他の資産	45,219	再評価に係る繰延税金負債	23,688
投資有価証券	39,897	退職給付に係る負債	20,902
繰延税金資産	2,043	資産除去債務	489
その他	3,954	その他	1,032
貸倒引当金	△675	負債合計	182,609
資産合計	417,119	(純資産の部)	
		株主資本	182,784
		資本金	30,310
		資本剰余金	39,058
		利益剰余金	124,415
		自己株式	△10,999
		その他の包括利益累計額	48,795
		その他有価証券評価差額金	14,798
		土地再評価差額金	34,411
		為替換算調整勘定	21
		退職給付に係る調整累計額	△436
		非支配株主持分	2,930
		純資産合計	234,510
		負債・純資産合計	417,119

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		255,677
売上原価		236,413
販売費及び一般管理費		19,264
営業利益		8,219
営業外収益		11,044
受取利息及び配当金	929	
その他	1,504	2,434
営業外費用		
支払利息	322	
その他	189	511
特別利益		12,967
固定資産売却益	239	
投資有価証券売却益	1,244	1,483
特別損失		
固定資産除却損	353	
減損	23	
子会社清算損	9	386
税金等調整前当期純利益		14,063
法人税、住民税及び事業税	4,153	
法人税等調整額	148	4,301
当期純利益		9,762
非支配株主に帰属する当期純利益		313
親会社株主に帰属する当期純利益		9,448

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

項 目	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成28年4月1日残高	30,310	38,515	117,435	△14,327	171,934
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,468		△2,468
親会社株主に帰属する 当期純利益			9,448		9,448
自己株式の取得				△7,449	△7,449
自己株式の処分		542		10,777	11,320
土地再評価差額金の取崩			△11		△11
連結除外に伴う 利益剰余金増加額			11		11
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	542	6,980	3,327	10,850
平成29年3月31日残高	30,310	39,058	124,415	△10,999	182,784

項 目	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
平成28年4月1日残高	13,077	34,399	96	△1,269	46,304	2,083	220,322
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△2,468
親会社株主に帰属する 当期純利益							9,448
自己株式の取得							△7,449
自己株式の処分							11,320
土地再評価差額金の取崩							△11
連結除外に伴う 利益剰余金増加額							11
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	1,720	11	△74	832	2,490	847	3,337
連結会計年度中の変動額合計	1,720	11	△74	832	2,490	847	14,188
平成29年3月31日残高	14,798	34,411	21	△436	48,795	2,930	234,510

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	51,958	流動負債	66,958
現金及び預金	10,957	支払手形	3,675
受取手形	1,848	短期借入金	15,209
売掛金	23,722	一年以内に返済予定の長期借入金	17,300
貯蔵品	426	リース負債	16,429
前払費用	667	未払金	141
繰延税金資産	973	未払費用	4,577
関係会社短期貸付金	9,512	未払法人税等	4,611
そ の 引 当 金	3,873	未払消費税	1,834
	△22	未償与引当金	55
固定資産	326,644	そ の 引 当 金	2,003
有形固定資産	271,828	長期借入金	1,118
建物	75,607	長期借入金	106,175
構築物	4,752	繰延税金負債	61,150
機械及び装置	9,027	再評価に係る繰延税金負債	6,566
車両運搬具	1,087	退職給付引当金	23,854
工具、器具及び備品	2,102	そ の 引 当 金	13,742
土地	176,894	負債合計	862
建設仮勘定	2,356	(純資産の部)	173,133
無形固定資産	4,284	株主資本	156,823
借入地権	895	資本金	30,310
ソフトウエア	3,265	資本剰余金	38,939
そ の 他	122	資本準備金	37,104
投資その他の資産	50,531	利益剰余金	1,834
投資有価証券	38,455	利益準備金	98,573
関係会社株	9,026	利益剰余金	6,630
出資金	3	利益剰余金	91,942
関係会社長期貸付金	1,490	固定資産圧縮積立	12,590
長期前払費用	167	別途積立	44,000
そ の 他	1,948	繰越利益剰余金	35,352
貸倒引当金	△559	自己株式	△10,999
資産合計	378,603	評価・換算差額等	48,646
		その他有価証券評価差額金	14,567
		土地再評価差額金	34,078
		純資産合計	205,470
		負債・純資産合計	378,603

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		220,713
売上原価		207,359
売上総利益		13,353
販売費及び一般管理費		4,936
営業利益		8,417
営業外収益		
受取利息及び配当金	943	
その他	483	1,426
営業外費用		
支払利息	308	
その他	153	462
特別利益		9,381
固定資産売却益	63	
投資有価証券売却益	1,244	
貸倒引当金戻入額	171	
投資評価引当金戻入額	20	
子会社清算益	36	1,535
特別損失		
固定資産売却損	1	
固定資産除却損	311	
減損	18	331
税引前当期純利益		10,585
法人税、住民税及び事業税	2,970	
法人税等調整額	304	3,274
当期純利益		7,311

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

項 目	株 主 資 本				利 益 剰 余 金		
	資 本 金	資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
平成28年4月1日残高	30,310	37,104	1,292	38,396	6,630	87,111	93,742
事業年度中の変動額							
剰余金の配当						△2,468	△2,468
当期純利益						7,311	7,311
自己株式の取得							
自己株式の処分			542	542			
土地再評価差額金の取崩						△11	△11
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	-	-	542	542	-	4,831	4,831
平成29年3月31日残高	30,310	37,104	1,834	38,939	6,630	91,942	98,573

項 目	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成28年4月1日残高	△14,327	148,122	12,925	34,067	46,992	195,114
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△2,468				△2,468
当期純利益		7,311				7,311
自己株式の取得	△7,449	△7,449				△7,449
自己株式の処分	10,777	11,320				11,320
土地再評価差額金の取崩		△11				△11
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			1,642	11	1,653	1,653
事業年度中の変動額合計	3,327	8,701	1,642	11	1,653	10,355
平成29年3月31日残高	△10,999	156,823	14,567	34,078	48,646	205,470

(注) その他利益剰余金の内訳

項 目	固定資産圧縮積立金	別 途 積 立 金	繰越利益剰余金	合 計
平成28年4月1日残高	12,557	44,000	30,553	87,111
事業年度中の変動額				
剰余金の配当			△2,468	△2,468
当期純利益			7,311	7,311
固定資産圧縮積立金の積立	112		△112	-
固定資産圧縮積立金の取崩	△80		80	-
土地再評価差額金の取崩			△11	△11
事業年度中の変動額合計	32	-	4,798	4,831
平成29年3月31日残高	12,590	44,000	35,352	91,942

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月11日

福山通運株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	土 居 正 明	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中 畑 孝 英	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安 井 康 二	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、福山通運株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、福山通運株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月11日

福山通運株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	土 居 正 明	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中 畑 孝 英	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安 井 康 二	㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、福山通運株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討をいたしました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、昨年2月に判明した連結子会社の元常務取締役（当社元執行役員）による不正行為に対する再発防止策の取り組みにつきましては、監査役会として注視してまいりましたが、再発防止策の取り組みを徹底するなど、子会社を含めたガバナンス体制のさらなる強化に努めていることを確認しております。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取り組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月11日

福山通運株式会社	監査役会
常勤監査役 森 下 勝 也	Ⓔ
常勤監査役 百 田 正 裕	Ⓔ
社外監査役 平 井 浩一郎	Ⓔ
社外監査役 佐々木 信 彦	Ⓔ
社外監査役 山 岡 義 憲	Ⓔ
社外監査役 村 井 弘 幸	Ⓔ

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、当期の業績、経営環境、今後の事業展開に備えた内部留保、安定配当の維持等を総合的に勘案し、行うことを基本方針としております。

このような方針のもと、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 金5円
配当総額 1,287,498,865円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年6月29日（木曜日）

第2号議案 株式併合の件

1. 株式併合を行う理由

全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成30年10月1日までにすべての上場する国内会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを推進しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することを、平成29年5月12日開催の取締役会において、本議案が原案どおり承認可決されることを条件として決議いたしました。併せて、当社株式について、証券取引所が望ましいとしている投資単位（5万円以上50万円未満）の水準にするとともに、発行済株式の適正化を図ることを目的として、株式併合（5株を1株に併合）を実施いたしたいと存じます。

2. 併合の割合

当社普通株式について、5株を1株に併合いたしたいと存じます。

なお、株式併合後の発行済株式の総数は55,770,363株となります。

また、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

3. 株式併合の効力発生日

平成29年10月1日

4. 効力発生日における発行可能株式総数

160,000,000株

なお、株式併合を行うことにより、会社法の定めに基づき、その効力発生日に発行可能株式総数に係る定款変更をしたものとみなされます。

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、社外取締役4名を含む取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> こまるのりゆき 小丸 法之 (昭和3年7月20日生) 取締役会への出席状況 7回/7回	昭和26年1月 当社入社 昭和59年2月 当社代表取締役社長 平成元年6月 当社取締役相談役 平成2年12月 当社取締役会長（現任） 平成3年3月 当社代表取締役（現任） (重要な兼職の状況) 公益財団法人渋谷育英会 理事長	920,584株
【取締役候補者とした理由】 長年にわたり最高経営責任者として、経営理念を実践することで経営基盤の強化を図ってまいりました。幅広い知見と豊富な経験による事業経営の推進は、当社グループにおける企業価値の更なる向上と持続的成長につながると判断し引き続き選任をお願いするものであります。			
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> こまるしげひろ 小丸 成洋 (昭和25年4月16日生) 取締役会への出席状況 7回/7回	昭和49年10月 当社入社 平成3年6月 当社常務取締役 平成5年6月 当社専務取締役 平成7年6月 当社代表取締役（現任） 平成9年6月 当社取締役社長（現任） 平成23年4月 当社社長執行役員（現任）	699,405株
【取締役候補者とした理由】 代表取締役社長として当社の経営を指揮し、企業価値の向上と事業基盤の強化を推進してまいりました。幅広い見識と豊富な経験によるリーダーシップは、当社グループのより強固な経営体制の構築とコーポレートガバナンスの充実強化を遂行できると判断し引き続き選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <small>くまのひろゆき</small> 熊野弘幸 (昭和45年4月23日生) 取締役会への出席状況 7回/7回	平成17年3月 当社入社 平成19年6月 当社取締役営業部長 平成21年6月 当社常務取締役 営業・情報システム担当 平成22年3月 当社代表取締役副社長（現任） 営業本部長（現任） 平成23年4月 当社副社長執行役員（現任）	133,904株
<p>【取締役候補者とした理由】 会社経営についての豊富な経験と専門的な知識を有しており、営業本部を管掌する取締役として、当社グループにおける企業価値の更なる向上と持続的成長につながると判断し引き続き選任をお願いするものであります。</p>			
4	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <small>ながはらえいじゅ</small> 長原永壽 (昭和23年10月22日生) 取締役会への出席状況 7回/7回	昭和46年4月 当社入社 平成16年12月 当社運行管理部長 平成19年6月 当社取締役 安全統括室長（現任） 平成21年6月 当社常務取締役 運行管理担当 平成22年6月 当社専務取締役 平成23年4月 当社取締役専務執行役員（現任） 平成26年10月 当社輸送統括担当（現任）	125,008株
<p>【取締役候補者とした理由】 幹線輸送における豊富な経験と専門的な知識を有しており、輸送及び安全を統括する部門を管掌する取締役として、当社グループにおける企業価値の更なる向上と持続的成長につながると判断し引き続き選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
5	<p>再任</p> <p>くさ かが しんご 日 下 真 吾 (昭和45年4月5日生)</p> <p>社外取締役候補者 独立役員</p> <p>取締役会への出席状況 7回/7回</p>	<p>平成8年10月 監査法人(現 有限責任監査法人) トーマツ入社</p> <p>平成13年1月 公認会計士日下真吾事務所開設</p> <p>平成13年1月 株式会社清友会計舎取締役</p> <p>平成16年6月 当社監査役</p> <p>平成17年1月 株式会社清友会計舎代表取締役(現任)</p> <p>平成24年6月 当社監査役退任</p> <p>平成25年6月 当社取締役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>株式会社清友会計舎 代表取締役</p>	22,494株
<p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>公認会計士としての財務及び会計に関する豊富な経験と専門知識を有しており、その経験を主にコンプライアンスの観点から独立した立場で意見を述べ、今後も引き続き有益なアドバイスをいただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。なお、同氏は過去に当社の監査役であったことがあります。また、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、再任が承認された場合には、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。</p>			
6	<p>再任</p> <p>いし づか まさ こと 石 塚 昌 子 (昭和21年1月14日生)</p> <p>社外取締役候補者 独立役員</p> <p>取締役会への出席状況 7回/7回</p>	<p>昭和43年4月 労働省(現 厚生労働省) 北海道労働基準局(現 北海道労働局) 労働基準監督官</p> <p>昭和47年4月 京都労働基準局(現 京都労働局)</p> <p>昭和52年4月 東京労働基準局(現 東京労働局)</p> <p>平成11年4月 王子労働基準監督署長</p> <p>平成14年4月 八王子労働基準監督署長</p> <p>平成15年4月 同上退職</p> <p>平成15年4月 社団法人(現 公益社団法人) 東京労働基準協会連合会事業部長</p> <p>平成23年6月 同上退職</p> <p>平成26年6月 当社取締役(現任)</p>	1,079株
<p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、労働条件・労働安全衛生に係る豊富な経験と専門知識並びに高い法令遵守の観点から提言等を行うなど、今後も引き続き社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。また、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、再任が承認された場合には、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。</p>			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
7	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> あり た とも よし 有 田 知 徳 (昭和23年2月1日生) 社外取締役候補者 独立役員 取締役会への出席状況 6回/6回 (平成28年6月28日就任後)	昭和49年4月 神戸地方検察庁検事 平成17年9月 最高検察庁公安部長 平成19年7月 高松高等検察庁検事長 平成20年7月 仙台高等検察庁検事長 平成21年1月 福岡高等検察庁検事長 平成22年1月 同上退官 平成22年4月 弁護士登録 平成22年4月 シティニューワ法律事務所入所 平成22年7月 株式会社ゆうちょ銀行社外取締役(現任) 平成23年6月 WDBホールディングス株式会社社外監査役(現任) 平成27年6月 ブラザー工業株式会社社外監査役(現任) 平成28年4月 銀座中央法律事務所入所 現在に至る 平成28年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 銀座中央法律事務所 株式会社ゆうちょ銀行 社外取締役 WDBホールディングス株式会社 社外監査役 ブラザー工業株式会社 社外監査役	278株
<p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、長年にわたる検察庁における経験の中で、高等検察庁長官を歴任された弁護士として、豊富な経験と幅広い見識を有するとともに企業法務にも精通しており、今後も引き続き、法律、コンプライアンス経営の推進についてご指導いただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。また、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、再任が承認された場合には、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。</p>			

候補者番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
8	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">新任</div> わ だ ばやし みち よし 和 田 林 道 宣 (昭和26年11月21日生) 社外取締役候補者 取締役会への出席状況 —	昭和51年 4月 近畿日本鉄道株式会社(現 近鉄グループホールディングス株式会社)入社 平成17年 6月 同社執行役員鉄道事業本部 名古屋輸送統括部長 平成21年 3月 同社執行役員鉄道事業本部企画統括部長 平成21年 6月 同社常務取締役鉄道事業本部企画統括部長 平成23年 6月 同社専務取締役鉄道事業本部副本部長 平成24年 6月 同社代表取締役副社長鉄道事業本部長 平成27年 1月 近畿日本鉄道分割準備株式会社(現 近畿日本鉄道株式会社) 代表取締役社長 (現任) 平成27年 4月 近鉄グループホールディングス株式会社 取締役(現任) (重要な兼職の状況) 近鉄グループホールディングス株式会社 取締役 近畿日本鉄道株式会社 代表取締役社長	一株
【社外取締役候補者とした理由】 近畿日本鉄道株式会社の代表取締役社長であり、その事業経験や幅広い見識をもって、当社の経営やコンプライアンス等に係る適切な監督・助言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 和田林道宣氏は、新任の取締役候補者であります。
2. 取締役候補者日下真吾、石塚昌子、有田知徳、和田林道宣の4氏は、社外取締役候補者であります。
3. 取締役候補者小丸法之氏は、公益財団法人渋谷育英会理事長を兼務し、同法人は当社株式2,740万株を保有しております。
 その他の各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
4. 当社定款においては、会社法第427条第1項の規定により、当社と取締役(業務執行取締役等である者を除く)との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨の規定を設けております。当社は当該定款規定に基づき、日下真吾、石塚昌子並びに有田知徳の各氏との間で責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としております。なお、日下真吾、石塚昌子並びに有田知徳の各氏の再任が承認された場合、当社は、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、和田林道宣氏が選任された場合につきましても、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 和田林道宣氏は、近畿日本鉄道株式会社(現 近鉄グループホールディングス株式会社)の取締役として在任中の平成25年12月19日に、同社は、同社が運営し、同子会社へその営業に関する一切を委託している旅館等及びホテル施設のメニュー等において、不当景品類及び不当表示防止法に違反する表示があったことに関して、消費者庁から措置命令を受けました。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役平井浩一郎及び森下勝也の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
 つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。
 なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。
 監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> ひら い こう いち ろう 平 井 浩 一 郎 (昭和31年5月29日生) 社外監査役候補者 独立役員 取締役会への出席状況 7回／7回 監査役会への出席状況 8回／8回	昭和57年10月 株式会社ヒライ入社 平成元年6月 同社取締役 平成10年1月 同社代表取締役社長 平成17年6月 当社監査役(現任) 平成21年6月 株式会社ヒライホールディングス 代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ヒライホールディングス 代表取締役社長	21,029株
<p>【社外監査役候補者とした理由】</p> <p>株式会社ヒライホールディングスの代表取締役社長であり、企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、今後も引き続き、経営全般の監視と有効な助言を期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。同氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって12年となります。また、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、再任が承認された場合には、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。</p>			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> ふじ たら しん じ 藤 田 真 司 (昭和33年9月19日生) 取締役会への出席状況 — 監査役会への出席状況 —	昭和56年4月 当社入社 平成15年9月 当社埼玉主管支店長 平成16年7月 当社東京主管支店長 平成17年12月 当社運行管理部次長 平成23年11月 当社東京主管支店運行管理課長 平成25年3月 当社監査役室 平成29年5月 当社監査役室長(現任)	8,236株
【監査役候補者とした理由】 長年にわたる幹線輸送管理部門での豊富な業務経験と監査における幅広い見識を有しており、監査役としての職務を適切に遂行できると判断し、選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 藤田真司氏は、新任の監査役候補者であります。
2. 平井浩一郎氏は、社外監査役候補者であります。
3. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
4. 当社定款においては、会社法第427条第1項の規定により、当社と監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨の規定を設けております。当社は当該定款規定に基づき、平井浩一郎氏との間で責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としております。なお、平井浩一郎氏の再任が承認された場合、当社は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、平井浩一郎氏が社外監査役として在任中の平成28年2月、当社連結子会社の元常務取締役(当社元執行役員)が、下請業者との取引において不正な着服行為の事実が確認されました。同氏は、発生まで当該事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会及び監査役会等において法令遵守の重要性について注意喚起を行ってまいりました。また、当該事実の発生後は、ガバナンスの強化を要請し、再発防止の提言を行うなど、その職責を果たしております。

第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、平成26年6月27日開催の当社定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」（以下「現プラン」といいます。）を継続いたしました。

現プランの有効期間は、平成29年6月28日開催予定の当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）終結の時までであることから、当社では、企業価値・株主共同の利益の確保及び向上の観点から、継続の是非も含めその在り方について検討してまいりました。その結果、情勢の変化や平成20年6月30日に企業価値研究会が公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容等を踏まえ、本定時株主総会において株主の皆様にご承認いただけることを条件として、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」（以下、継続後の対応策を「本プラン」といいます。）を継続することを平成29年5月12日に決議いたしましたので、本議案としてお諮りさせていただくものであります。

なお、本プランを決定した取締役会には、社外監査役4名を含む当社監査役6名全員が出席し、本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、当社株式の大規模買付行為に関する対応策として相当と判断される旨の意見を表明しております。

本プランは、本定時株主総会において承認が得られた場合には、当該有効期間を平成32年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとします。

また、現プランの継続にあたり、文言の修正等、若干の見直しを行っていますが、本プランの実質的な内容は、現プランと変更はありません。

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なう虞のあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

2. 基本方針の実現に資する特別な取り組み

(1) 経営理念について

当社は、「総合物流企業として文化の向上と豊かな生活の創造及び地域経済の発展に貢献すべく、たゆまぬ創意と工夫で物流フロンティアを先駆し続ける」を経営理念として事業活動を行っております。この経営理念は、物流が国民生活を支える重要なライフラインの一つであり、それを担う企業として、物流というサービスの提供を通じ、企業価値を高めるだけでなく、会社の持続可能な発展のための社会的責任を積極的に果たし、良き企業市民として社会から愛され、尊敬される企業でありたいとする当社の姿勢を表しています。

(2) 企業価値の源泉について

当社では、お客様、従業員、株主の皆様及び地域社会などのすべてのステークホルダーの“満足”を実現することが、企業価値の源泉であると考えております。この企業価値を更に高めていくために、輸送ネットワークの充実や物流施設の拡充などをはじめとした営業展開、コーポレート・ガバナンスの強化、充実及び環境保全並びに社会貢献活動に積極的に取り組んでおります。また、これらの取り組みに加えて創業以来の労使協調による事業運営を継続していくことが、経営理念の実現とすべてのステークホルダーから良き企業市民として信頼され選ばれる企業となり、業績の向上にも寄与していくものと考えております。

当社は、これらの当社の企業価値の源泉を今後とも継続して発展させていくことが、企業価値及び株主共同利益の確保・向上に資するものと確信いたしております。

(3) 経営戦略に基づく取り組み

当社では、平成27年度を初年度とする第3次中期経営計画「Challenge,Change 2017」を策定し、経営目標の達成に向けた取り組みを行っております。

この中期経営計画では、企業価値を高め、強固な経営基盤を構築していくために①安全・安心な輸送サービスの提供によるお客様の満足度の向上、②働く環境の整備による従業員の満足度の向上、③企業価値を高めることによる株主様の満足度の向上、④CSR活動の推進による社会の満足度の向上を4つの基本方針として掲げております。

最終年度となる平成29年度につきましても「“満足度”の向上に取り組めます」の実現に向けた取り組みを行い、一層の企業価値の向上を目指してまいります。

(4) コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、上記の諸施策の実行に際し、コーポレート・ガバナンスの強化が極めて重要であると認識し、効率的で透明性の高い経営体制の確立に努めております。その取り組みの一環として、経営の意思決定機能と業務執行機能を分離し、グループにおける経営意思決定及び業務遂行の迅速化と責任の明確化による体制の強化を図るため、平成23年4月1日より執行役員制度を導入しております。また、平成25年6月27日からは取締役を10名から7名に減員するとともに、社外取締役に ついては、2名から3名に増員し、平成27年6月26日からは、1名追加し4名といたしました。さらに、株主の皆様を始めとするステークホルダーに対する取締役の経営責任をより明確にするため、取締役の任期は1年と定め、豊富な経営経験を有する4名の社外取締役は、当社への有効な助言等を行っていただくことにより、多様な視点から取締役会の監督強化に寄与しております。これに加えて、当社の監査役会は、独立性の高い社外監査役4名を含む6名で構成され、監査役が取締役会に出席することにより取締役の業務執行状況を常に監視する体制を整えております。なお、今後ともコーポレート・ガバナンスにつきましては、迅速かつ効率的な経営を目指して一層の充実強化に努めてまいります。

3. 本プランの基本的考え方

当社取締役会は、当社株式の大規模買付行為を行おうとする者が順守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを継続することといたしました。本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、4. 以下に定める本プランの内容に従った具体的な対応策を定め、本プランの内容を、金融商品取引所における適時開示、当社事業報告等の法的開示書類における開示、当社ホームページ等への掲載等により周知させることにより、当社株式の大規模買付行為を行う者が順守すべき手続きがあること、並びに当社が、以下の行使条件及び取得条項が付された新株予約権の無償割当を実施することがあり得ることを事前に警告するものです。

(1) 買付者等による権利行使は認められないとの行使条件

(2) 買付者等以外の者から株式と引き換えに新株予約権を取得するとの取得条項

本プランにおいては、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規程（その概要については別紙1ご参照）に従い、(1)当社社外取締役、(2)当社社外監査役、又は(3)社外の有識者（実績ある会社経営者、弁護士、公認会計士及び学識経験者等）で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会の判断を経るとともに、株主及び投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。独立委員会の委員は、別紙2の3氏が就任されることを予定しております。

また、平成29年3月31日現在における当社大株主の状況は、別紙4「当社大株主の株式保有状況」のとおりです。なお、当社は現時点において当社株式の大規模買付行為に係る提案を受けているわけではありません。

4. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み）

(1) 本プランの発動に係る手続き

① 対象となる買付等

本プランは下記(イ)又は(ロ)に該当する当社株式の大規模買付又はこれに類似する行為（以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。買付等を行う者又は提案する者（以下「買付者等」といいます。）は、あらかじめ本プランに定められる手続きに従うこととします。

(イ) 当社が発行者である株式等¹について、保有者²の株式等保有割合³が20%以上となる買付

(ロ) 当社が発行者である株式等⁴について、公開買付⁵に係る株式等の株式等所有割合⁶及びその特別関係者⁷の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付

② 買付者等に対する情報提供の要求

買付者等は、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、買付者等の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、提案する買付行為の概要、及び本プランに定める手続きを順守する旨の誓約文言等を当社の定める書式により日本語で記載した意向表明書を提出していただきます。当社取締役会は、かかる意向表明書受領後10営業日以内に、当社株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを、当該買付者等に交付いたします。リストの交付を受けた買付者等は当社取締役会に対して、本必要情報を、日本語で記載した書面により提供していただきます。

また、買付者等から提供していただいた情報では、買付等の内容及び態様に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断並びに独立委員会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、買付者等に対し、合理的な期限を定め、追加的に情報を提供するように求めることがあります。この場合、買付者等においては、かかる情報を、日本語で記載した書面により追加的に提供していただきます。

¹ 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味する。以下別段の定めがない限り同じ。

² 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。

³ 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味する。以下同じ。

⁴ 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味する。以下ロにおいて同じ。

⁵ 金融商品取引法第27条の2第6項に定義される。以下同じ。

⁶ 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味する。以下同じ。

⁷ 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）をいう。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。以下同じ。

なお、買付等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として本必要情報の一部に含まれるものとします。

- (イ) 買付者等及びそのグループ（共同保有者⁸、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容等を含みます。）
- (ロ) 買付等の目的、方法及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行の可能性を含みます。）
- (ハ) 買付等の価格の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付等にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）
- (ニ) 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含む）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- (ホ) 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- (ヘ) 買付等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- (ト) 買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- (チ) 当社の他の株主との利益相反が生じた場合は、それを回避するための具体的方策
- (リ) その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続きに従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記④(イ)に記載のとおり、当社取締役会に対して、下記(3)にその概要が記載される新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当（以下「本新株予約権の無償割当」といいます。）を実施することを勧告します。

③ 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

(イ) 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、独立委員会が定める合理的な期間内（ただし、原則として30日間を超えないものとします。）に買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じ。）、その根拠資料、及び代替案、その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を速やかに提示するよう要求することがあります。

⁸ 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含む。以下同じ。

(ロ) 独立委員会による検討作業

買付者等及び(当社取締役会に対して上記のとおり情報・資料等の提示を要求した場合には)当社取締役会から情報・資料等(追加的に要求したものも含まれます。)の提供が十分になされたら独立委員会が認めた場合、その旨を買付者等に通知(以下「情報提供完了通知」といいます。)するとともに、速やかにその旨を開示いたします。情報提供完了通知を行った後、その翌日を開始日として、対価を円価現金のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は60日間を超えない検討期間、その他の買付等の場合は90日間を超えない検討期間(ただし、下記④(ハ)に記載するところに従い、独立委員会は当該期間の延長をその決議をもって行うことができるものとし、以下「独立委員会検討期間」といいます。)を独立委員会は設定し、速やかに開示いたします。

独立委員会は、独立委員会検討期間内において買付者等及び当社取締役会から提供された情報・資料等に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等の買付等の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討及び買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行います。

買付者等は、独立委員会が、独立委員会検討期間において、当社取締役会を通じて、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとし、独立委員会検討期間が終了するまでは、買付等を開始することはできないものとし、

独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家)の助言を得ることができるものとし、

(ハ) 株主及びステークホルダーに対する情報開示

独立委員会は、自ら又は当社取締役会等を通じて、買付者等から買付等の提案がなされた事実とその概要について速やかに情報開示を行います。また、本必要情報の概要その他の状況のうち独立委員会が適切と判断する事項についても、独立委員会が適切と判断する時点で情報開示を行います。

④ 独立委員会における判断方法

独立委員会は、買付者等が出現した場合において、以下の手続きに従い、当社取締役会に対する勧告を行うものとし、

なお、独立委員会が当社取締役会に対して下記(イ)ないし(ハ)に定める勧告又は決議をした場合、その他独立委員会が適切と考える場合には、独立委員会は、当該勧告又は決議の事実とその概要その他独立委員会が適切と判断する事項(下記(ハ)に従い独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行う場合には、その旨及び延長の理由の概要を含みます。)について、自ら又は当社取締役会を通じて、速やかに情報開示を行います。

(イ) 買付者等が本プランに定める手続きを順守しない場合

独立委員会は、買付者等が上記②及び③に規定する手続きを順守しなかった場合、独立委員会検討期間の開始又は終了の有無を問わず、原則として、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当を実施することを勧告します。

(ロ) 買付者等が本プランに定める手続きを順守した場合

独立委員会は、買付者等が上記②及び③に規定する手続きを順守した場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、原則として、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当を実施しないことを勧告します。

ただし、買付者等が上記②及び③に規定する手続きを順守した場合であっても、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が下記(2)に定めるいずれかに該当し、当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なうものであると認められ、かつ、本新株予約権の無償割当を実施することが相当であると判断した場合には、例外的措置として、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して本新株予約権の無償割当を実施することを勧告する場合があります。

(ハ) 独立委員会が独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間終了時までには、本新株予約権の無償割当の実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、当該買付者等の買付内容の検討、当該買付者等との協議・交渉・代替案の検討等、合理的に必要とされる範囲内で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います（なお、独立委員会検討期間の延長は一度限りとし、その期間は30日間を超えない期間とするものとします。）。

上記延長の決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当の実施又は不実施の勧告や代替案の提示等を行うよう最大限努めるものとします。

⑤ 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を受けて、これを最大限尊重して最終的に速やかに本新株予約権の無償割当の実施又は不実施に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記取締役会決議を行った場合、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

⑥ 本新株予約権の無償割当の中止、無償取得

当社取締役会が上記⑤の手續きに従い本新株予約権の無償割当の実施を決議した後であっても、本新株予約権の行使期間開始までの間において、(i)買付者等が大規模買付等を中止した場合又は(ii)無償割当を実施するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、(本新株予約権の無償割当の効力発生日前においては)本新株予約権の無償割当を中止する旨、又は、(本新株予約権の無償割当の効力発生日後においては)本新株予約権の無償取得を行う旨の決議を行うことができるものとし、

当社取締役会は、上記決議を行なった場合、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

(2) 本新株予約権の無償割当の要件

上記(1)④に記載のとおり、買付者等が本プランに定める手續きを順守しない場合には、原則として、独立委員会は本新株予約権の無償割当を実施することを勧告し、買付者等が本プランに定める手續きを順守した場合には、原則として、独立委員会は本新株予約権の無償割当を実施しないことを勧告します。また、上記(1)⑤に記載のとおり、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当の実施又は不実施に関する会社法上の機関としての決議を行います。一方で、買付者等が本プランに定める手續きを順守した場合であっても、買付者等による買付等が下記のいずれかに該当し、当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なうものであると認められ、かつ本新株予約権の無償割当を実施することが相当であると認められる場合には、例外的に、上記(1)⑤に記載される当社取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当を実施することがあります。なお、上記(1)④のとおり、下記の要件に該当し、本新株予約権の無償割当を実施することが相当であるかどうかについては、必ず独立委員会の判断を経ることとします。

- ① 下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす虞のある買付等である場合
- (イ) 株式等を買占め、その株式等につき当社に対して高値で買取を要求する行為
 - (ロ) 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲のもとに買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - (ハ) 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - (ニ) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為

- ② 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要する虞のある買付等である場合
- ③ 買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実行の可能性、買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針等を含みます。）が、当社の本源的価値に鑑み、著しく不十分又は不適当な買付等である場合
- ④ 買付者等による買付等の後の経営方針又は事業計画等の内容が不十分又は不適当であるため、運輸事業の安全性若しくは公共性又は顧客の利益の確保に重大な支障をきたす虞のある買付等である場合
- ⑤ 当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な当社グループの従業員、取引先等との関係又は当社グループの企業文化を破壊すること等により、当社グループの企業価値・株主共同の利益に反する重大な虞をもたらす買付等である場合

(3) 本新株予約権の無償割当の概要

本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当の概要は、別紙3「新株予約権無償割当の概要」に記載のとおりです。

(4) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会において承認が得られた場合には、当該有効期間を平成32年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

5. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件をすべて充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）をすべて充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえております。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、継続されるものであり、上記4.(4)に記載した通り、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。従いまして、本プランの継続及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおいては、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外取締役、社外監査役又は社外の有識者から選任される委員3名以上により構成されます。

また、独立委員会の判断概要については必要に応じ株主及び投資家の皆様に情報開示をすることとし、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記4.(1)の④及び上記4.(2)にて記載したとおり、あらかじめ定められた合理的客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(6) 第三者専門家の意見の取得

上記4.(1)の③にて記載したとおり、買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得ることができることにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保された仕組みとなっています。

(7) デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記4.(4)に記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の任期を1年としているため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

6. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランの継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の無償割当自体は行われませんので、株主の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

前述の4.において述べたように、買付者等が本プランを順守するか否かにより当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。

(2) 本新株予約権の無償割当時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が本新株予約権の無償割当決議において、別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限として取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定める割合で、本新株予約権が無償で割り当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、所定の行使価額等の金銭の払込みその他下記(3)において記述する本新株予約権の行使にかかる手続きを経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。ただし、当社は、下記(3)に記載する手続きにより、買付者等以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続きをとった場合、買付者等以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び所定の行使価額相当の金銭の払込みをすることなく、当社株式を受領することとなるため、保有する当社株式の希釈化は生じません。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当の決議をした場合であっても、上記4.(1)⑥に記載する手続きに従い、当社取締役会が無償割当の中止又は無償取得を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

(3) 本新株予約権の無償割当に伴う株主の皆様の手続き

本新株予約権の無償割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当の効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続き等は不要です。

また、当社は、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、及び株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。本新株予約権の無償割当後、株主の皆様におかれましては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出したうえ、本新株予約権1個あたり金1円以上を当社取締役会が本新株予約権の無償割当決議において定める価格を払込取扱場所に払込むことにより、1個の本新株予約権につき、原則として1株の当社株式が発行されることとなります。

ただし、当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続きに従い、当社取締役会が別途定める日において本新株予約権を取得し、これと引き換えに当社株式を株主の皆様へ交付することがあります。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が買付者等ではないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につき、本新株予約権の無償割当に関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して公表又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

以 上

独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により設置される。
2. 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社経営陣から独立している、(1)当社の社外取締役、(2)当社の社外監査役又は(3)社外の有識者のいずれかに該当するものの中から当社取締役会が選任する。ただし、社外の有識者は、実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準ずる者とし、また、別途当社が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者とする。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。また、社外取締役、社外監査役で独立委員会委員である者が取締役、監査役でなくなった場合には、独立委員会委員の任期も同時に終了する。
4. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役、従業員その他必要と認めるものを出席させ、その意見又は説明を求めることができる。
5. 独立委員会は、随時開催できることとし、その決議は委員の全員が出席し、その過半数をもって行う。ただし、委員に事故あるときその他やむをえない事由があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
6. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。独立委員会は、決議の事実とその概要その他独立委員会が適切と判断する事項について、自ら又は当社取締役会を通じて、速やかに情報開示を行う。

なお、独立委員会の各委員は、決定等にあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

 - (1) 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
 - (2) 本プランの発動に係る新株予約権の無償割当の実施又は不実施
 - (3) 本プランの発動に係る新株予約権の無償割当の中止又は無償取得
 - (4) 本プランの廃止又は変更（ただし、変更については、本プランの基本方針に反しない範囲、又は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲に限る。）

- (5) 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報、意見、代替案、資料の決定及びその回答期限
 - (6) 独立委員会の検討期間の設定（ただし、対価を円価現金のみとする公開買付による当社全株式の場合は60日間を超えない検討期間とし、その他の大規模買付行為の場合は90日間を超えない検討期間とする。）及び当該期間の延長（30日を超えない期間とする。）
 - (7) その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
7. 独立委員会は、6. に定める事項に加え、以下の各号に記載される事項を行うことができる。
- (1) 買付者等の買付等の内容の精査・検討
 - (2) 買付者等との交渉・協議
 - (3) 代替案の検討
 - (4) 株主に対する代替案の提示
 - (5) その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - (6) 当社の取締役会が、別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
8. 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得ることができる。

以 上

独立委員会委員略歴

富村 和光 (とみむら かずみつ)

昭和15年3月生まれ

略 歴

昭和42年 4月 検事任官
平成 7年 8月 最高検察庁 検事
平成 8年 1月 松江地方検察庁 検事正
平成 9年 4月 津地方検察庁 検事正
平成10年 7月 京都地方検察庁 検事正
平成11年10月 弁護士登録
平成15年 4月 広島弁護士会綱紀委員会副委員長、日弁連綱紀委員
平成17年 4月 広島弁護士会綱紀委員会委員長
平成23年 2月 財団法人アジア刑政財団広島支部 副支部長 (現在に至る)

村上 徳光 (むらかみ とくみつ)

昭和22年12月生まれ

略 歴

昭和46年 7月 警察庁入庁
平成 3年 1月 岩手県警察本部長
平成 7年 4月 宮内庁総務課長
平成11年10月 神奈川県警察本部長
平成13年 9月 警察庁国際部長
平成14年 4月 警察大学校長
平成15年 7月 駐レバノン大使
平成19年 2月 財団法人公共政策調査会 専務理事
平成25年 7月 警察職員生活協同組合 監事 (現在に至る)

鳥山 恭一 (とりやま きょういち)

昭和33年5月生まれ

略 歴

昭和61年 4月 早稲田大学法学部 専任講師
昭和63年 4月 早稲田大学法学部 助教授
平成 元年 5月 パリ第一大学在外研究 (平成元年～平成4年)
平成 5年 4月 早稲田大学法学部 教授
平成16年 4月 早稲田大学大学院法務研究科 教授 (現在に至る)

※上記3氏と当社の間には特別の利害関係はありません。

新株予約権無償割当の概要

1. 本新株予約権の数

当社取締役会が、本新株予約権の無償割当の取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当決議」といいます。）において別途定める割当期日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定める数とします。

2. 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定める割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

3. 本新株予約権の無償割当の効力発生日

当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、別途調整がない限り1株とします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株あたりの価額は金1円以上で、当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定める価額とします。

6. 本新株予約権の行使期間

本新株予約権の無償割当の効力発生日又は本新株予約権無償割当決議において、当社取締役会が別途定める日を初日とし、1か月間から2か月間までの範囲で、当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定める期間とします。ただし、下記9. に基づき当社による本新株予約権の取得がなされる場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込みの取扱場所の休業日に当たるときは、その翌営業日を最終日とします。

7. 本新株予約権の行使条件

- (1) 特定大量保有者⁹
- (2) 特定大量保有者の共同保有者
- (3) 特定大量買付者¹⁰
- (4) 特定大量買付者の特別関係者
- (5) 上記(1)ないし(4)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者
- (6) 上記(1)ないし(5)記載の者の関連者¹¹（以下(1)ないし(6)に該当する者を「特定買付者等」と総称します。）

上記記載の者は、原則として本新株予約権を行使することができません。

8. 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

9. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、特定買付者等以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引き換えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

10. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

以 上

⁹ 当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%となると当社取締役会が認めた者をいう。

¹⁰ 公開買付によって当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味する。以下、本脚注において同じ。）の買付等（同法第27条の2第1項に定義される。以下、本脚注において同じ。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして同法施行令第7条第1項に定める場合を含む。）に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。

¹¹ ある者の関連者とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者をいう。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される。）をいう。

当社大株主の株式保有状況

平成29年3月31日現在の当社大株主の株式保有状況は次のとおりです。

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
公 益 財 団 法 人 渋 谷 育 英 会	27,400 ^{千株}	10.64 [%]
近 鉄 グ ル ー プ ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	19,398	7.53
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (三井住友信託銀行再信託分・近畿日本鉄道株式会社退職給付信託口)	17,000	6.60
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信託口4)	14,302	5.55
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信託口)	13,983	5.43
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	10,100	3.92
損 害 保 険 ジ ャ パ ン 日 本 興 亜 株 式 会 社	9,207	3.57
株 式 会 社 広 島 銀 行	8,813	3.42
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信託口)	8,071	3.13
福 山 通 運 共 済 会	5,046	1.95

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切捨てて表示しております。
 2. 当社は、自己株式21,352千株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 3. 出資比率は、自己株式数を控除して計算しております。

以 上

<インターネットによる議決権行使のお手続きについて>

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト (<http://www.evote.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時まででは取り扱いを休止します。）
※「iモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成29年6月27日（火曜日）の午後5時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト (<http://www.evote.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

5. 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、電磁的方法による議決権行使の方法として、当該議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 9：00～21：00、通話料無料）

株主総会会場ご案内図

場所：広島県福山市東深津町四丁目20番1号
当社本店 5階会議室
電話 (084) 924-2000

交通：JR福山駅前8番乗り場 バス約10分
「千間土手中」^{せんげんどてなか} 停留所下車 徒歩約1分

